

こ成環第131号
令和8年3月2日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）児童館等を活用した地域課題解決モデル事業の公募について

標記について、今般、「児童館等を活用した地域課題解決モデル事業公募（国庫補助協議）要領」を別紙のとおり定めたので通知する。

(別紙)

児童館等を活用した地域課題解決モデル事業公募（国庫補助協議）要領

本事業は、地方自治体が実施する、地域におけるこどもの諸課題に対応するため、児童館や類似施設・事業の機能・役割を活かした活動の開発等を行い、成果をとりまとめる事業（以下、「モデル事業」という。）であり、標記国庫補助協議については、別紙様式（協議書）の提出によることとする。

1 実施主体

都道府県又は市町村（以下、「都道府県等」という。）

都道府県等は、事業内容の一部について、当該事業を適切に実施することができると思われる者に委託して実施することができる。

2 公募する事業内容

都道府県等が実施主体となって、地域におけるこどもの諸課題に対応するため、児童館や類似施設・事業の機能・役割を活かした活動の開発等を行い、成果をとりまとめる事業（以下、「児童館モデル事業」という。）を公募する。

(児童館モデル事業取組例)

- ・ 小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート（学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等）
- ・ 居場所を失いやすいタイミングとされる15歳前後、18歳前後のこども・若者に対する居場所の提供、各種情報提供（地域活動への参画のきっかけとなる情報、プレコンセプションケアに関する情報、各種相談窓口、就労支援関連情報等）や、こども・若者自身による主体的な活動を後押しする等の取組や、そうした取組を通じて課題に直面するこども・若者を把握した場合、必要に応じ適切な支援に接続する取組（高校や大学、専門学校、子ども・若者総合相談センター等と連携した取組）
- ・ インクルーシブな地域コミュニティづくり（障害児通所支援事業所や放課後児童クラブとの有機的な連携創出）
- ・ 児童館を拠点とするこどもの福祉的課題に対応する人材の配置や活動の調整、他機関連携を行う事業（ヤングケアラーや多文化対応等）
- ・ 児童館や子育て支援施設がない地域の公民館や広場等で専用車輛等（移動児童館）に遊具等を乗せて出向き、児童館を再現する事業

※ 児童館については、「児童館ガイドライン」にその機能を整理しており、具体的な活動や取組を示している。このうち、多くの児童館で一般的に取り組まれている

活動や取組については、対象としない。

※ なお、児童館を設置していない自治体においては、類似する機能を有する施設や事業を活用しての実施も可能とするが、児童館がある場合は類似施設等での実施はできない。

3 応募

(1) 提出書類

別紙様式「児童館等を活用した地域課題解決モデル事業国庫補助協議（応募）について」に定める書類

(2) 提出期限

令和8年3月27日（金）正午必着

(3) 提出方法等

①提出方法

電子媒体による。

公募要領別紙様式および別紙様式に定める書類（別紙1～5）をまとめたPDFファイル1部と「7. 添付書類」をまとめたPDFファイル1部を下記電子メールアドレスあてに提出すること（送付する際のメールの件名は「【自治体（団体）名】、令和8年度（令和7年度からの繰越分）児童館モデル事業公募応募」と入れること。）。

※別紙1～5につき、押印した書類については、押印した原本をPDF化して送信してください。また、併せて原本を下記提出先に送付してください。押印した書類が無ければ、郵送は不要です。

②提出先（送付先）

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

E-mail : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

T E L : 03-6861-0303

(〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング21階)

4 事業採否の決定方法について

応募のあった事業については、「児童館等を活用した地域課題解決モデル事業企画評価委員会」（以下「児童館モデル事業企画評価委員会」という。）に諮り、採択の可否等を決定する。

なお、次のいずれかに該当する事業は採択しない。

(1) 令和9年3月31日までに終了しない事業である場合

- (2) 事業内容が目的に合致していない場合
- (3) 他制度による補助対象事業で実施できうる事業
- (4) 第三者への資金交付を目的とした事業
- (5) 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
- (6) 営利を目的とした事業
- (7) 補助対象額が50万円に満たない事業
- (8) 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業で令和4～7年度に実施した「児童館における健全育成活動等開発事業」で採択された都道府県等が行う同様の事業

5 補助基準額等

(1) 補助基準額

500万円を上限とする。

(2) 補助率

定額（対象経費の10/10相当）

(3) 補助対象経費

事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、食糧費、光熱水費、燃料費、備品購入費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、収入印紙、保険料等）、委託料、使用料、賃借料、負担金、補助及び交付金

※ 上記補助対象経費以外の経費の計上は認められない。

また、補助対象経費の基準額の考え方は、別添「国庫補助協議額積算上の費目単価」にあるとおりとするため、必ず参照すること。

6 事業終了後に提出する報告書（以下「成果物」という。）について

(1) 事業に係る成果物については、以下の構成により作成すること。

- ① 事業要旨（概要をまとめたもの）
- ② 事業目的
- ③ 事業の実施内容（成果に至るプロセスを記入）
- ④ 実施結果
- ⑤ 分析・考察
- ⑥ 成果の公表方法（実施主体のホームページへの掲載等）
- ⑦ 企画委員会の実施状況
- ⑧ 成果の公表実績・計画
- ⑨ 本事業を実施するために使用した経費に係る経費内訳書

- (2) 成果物については、取りまとめた事業の成果だけでなく、分析・考察を導くための検討の経過等、詳細な記入を行うよう心掛けること。
- (3) 成果物の表紙には、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）こどもの居場所づくり支援体制強化事業（児童館等を活用した地域課題解決モデル事業）」で実施した事業であることを明記すること。
- (4) 成果物はA4版で作成し、こども家庭庁に提出すること。
- (5) 成果物は電子メール（1ファイル10MB以内、それを超える場合は10MB毎に分割すること）により提出すること。
※一太郎による提出は不可。
- (6) 事業実績報告書提出後は、成果物を実施主体のホームページ上に掲載する等、国民に対して積極的に情報提供を行うこと。
- (7) 事業成果については、事業終了後1か月を経過した日までに国に報告すること。
- (8) 実施主体においては、実施結果等の事業実施状況について、こども家庭庁からの求めに応じて、適宜報告を行うものとする。
- (9) こども家庭庁における本取組の展開のため行う会議、ホームページ上での発表等に協力すること。

7 留意事項

- (1) 補助対象は、内示日（事業採択通知の発出日）から令和9年3月31日までの事業費となるので留意すること。
- (2) 都道府県等は、事業実施に係る検討委員会（以下、委員会という。）を設置し、以下の点に留意し事業内容等の企画・検討を行うこと。
 - ・委員会を構成する委員は、例えば都道府県等の福祉及び教育関係部局、児童館等の関係団体、児童館等の職員、学識関係者等からなるようにすること。
 - ・委員会は、都道府県等の地域の子育て支援ニーズや社会資源の状況等を勘案した上で、児童館等の活動の開発等を行い、地域における諸課題の解決を行う実施計画の策定をしていく。
 - ・委員会は、事業を実施する都道府県等と緊密に連携をして、事業が円滑に進むように適切に助言等を行うこと。
- (3) 都道府県等は、事後評価を行い、実施上の成果や課題を整理した上で、報告書を提出すること。また、こども家庭庁からの要請に応じ、こども家庭審議会こどもの居場所部会「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」等において、発表するとともに、各都道府県等のホームページに掲載する等取組に関する情報発信を積極的に行うこと。
- (4) 所要額内訳書に対象経費として計上していない経費は、後に補助対象として認められないため、応募の際は漏れなく記入すること。

- (5) 事業終了後、提出された成果物等を基に児童館モデル事業企画評価委員会において事後評価を行い、その評価結果については、事業実施者に対し個別に通知する。
- (6) 会計検査院の検査の対象にもなることから、都道府県等においては、補助金と事業に係る予算と決算との関係を明らかにした交付要綱の様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

8 補助金執行の適正性の確保

- (1) 本補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付されるものであり、不適正な使用が認められた場合、刑事罰が科されることがあるので、適正な執行に努めること。
- (2) 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後にこども家庭庁職員による現地調査を行う場合があることに留意すること。
- (3) 事業が採択された場合には、所属職員に対して本補助金に関する不正行為等を発見した場合の国への通報窓口（本補助金の事務局）を周知すること。

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）児童館等を活用した地域課題解決モデル事業国庫補助協議（応募）額調書

都道府県又は市町村名 埼玉県川越市

事業名	事業実施目的・事業内容	国庫補助協議（応募）額
児童館を拠点としたティーンズコーディネーターの配置事業	若者が安全に過ごせる「第三の居場所」を確保することにより、社会的孤立やリスクを防ぐことを目的に、児童館における中高生向けプログラムの企画運営や、学校や地域団体等との連携などを専門的に担う「ティーンズ・コーディネーター」の配置を行います。	5,000 千円

- (1) 「事業名」はモデル事業の内容が端的に分かる名称を記入してください。（例）児童館を拠点とした〇〇試行事業
- (2) 「事業実施目的・事業内容」は端的に記入してください。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）児童館等を活用した地域課題解決モデル事業実施計画書及び国庫補助協議（応募）額内訳書

1. 実施計画書

都道府県、市町村名	代表者氏名
埼玉県川越市	石田 和宣

① 事業名	児童館を拠点としたティーンズコーディネーターの配置事業
② 事業実施目的 ※解決したい地域課題、児童館等を活用する理由等)	<p>当市では、地域のつながりの希薄化や児童虐待、不登校、など、こども・若者を取り巻く厳しい環境などを背景とした孤独や孤立の問題を解決するため、こどもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、家・学校以外の「第三の居場所」を確保に取り組む必要がある。</p> <p>児童館では、国が示す児童館ガイドラインにおいて「中・高校生世代に対する居場所の提供」が示されており、当市児童館3館のうち『川越市児童センターこどもの城』は大型児童センターに位置付けられていることから、特に、中・高校生世代に配慮した児童館運営が求められている。</p> <p>そのため、児童館という全てのこども・若者が自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設の施設特性を活かして、特に中・高校生世代が居場所として利用するために必要な取組・環境について、事業実施を通じて検討していきたい。</p>
③ 事業内容	<p>(1) 実施施設・事業所名 川越市児童センターこどもの城 ※取組の検討状況に応じて、市内他2児童館の活用も想定</p> <p>(2) 対象者(選定方法等) 中・高校生世代の居場所の提供の充実を図る。</p> <p>(3) 実施内容詳細 児童センターこどもの城を拠点として「ティーンズ・コーディネーター」を配置し、児童館における中高生向けプログラムの企画運営や、学校や地域団体等との連携強化、職員向け研修などの取組を実施し、中・高校生世代の居場所の充実を図るとともに、当市の実情に応じた児童館における中高生の居場所の取組の方向性を検討する。</p>
③-2 事業の一部を委託する場合	<p>(1) 委託先(法人名等) 中高生への支援などの取組を行う団体を想定</p> <p>(2) 委託先代表者名 -</p> <p>(3) 委託先選定理由 -</p>

③-3 事業実施に係る 人員配置状況	(職種)	行政職		
	(人数)	3		
	(勤務形態等) 常勤職員にて対応。このほか、委託先人員の配置を検討。			
④ (設置されている場合) 都道府県等における現在の 児童館の状況	(1)利用状況 【令和6年度】開館日数:307日 利用者数:44,098人 (2)活動概要 開館時間:午前9時30分から午後5時30分 休館日:月曜及び年末年始 (3)運営上の課題 利用者数減少傾向。主に小学生まで。プログラム固定化。			
④ 国庫補助協議(応募)額	5,000千円			
⑤ 事業実施予定期間	令和8年7月1日から令和9年3月31日			
⑥ 事業実施予定場所 (実施施設・事業所等や、 開催場所)	川越市児童センターこどもの城 ※取組の検討状況に応じて、市内他2児童館の活用も想定			
⑦ 国庫補助協議(応募) を行う理由	<p>当市におけるこども関連施策は多岐にわたり、その予算も膨大であることから、市の全体予算を圧迫している。そのため、モデルとなるような新たな取組に対する一般財源での予算措置は困難な状況にある。</p> <p>今回の国庫補助金の活用を機会として、専門的な人材を配置することにより、その知見を活かした運営体制の強化や、中高生向けプログラムの検討・分析を通じた児童館の機能・役割の更なる充実を図りたい。</p>			
⑧ 今後期待される効果 及び目標値 ※可能な限り定量的な 指標を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生の居場所に求められる環境条件の整理 今回の企画プログラム実施結果から分析し、それを次年度以降の児童館運営に反映していく。 ・児童館という居場所の認知度向上 中学2年生の児童館認知度 R7:56.4% ⇒ R9:70% ・中高生の利用者数の増加 こどもの城利用者数 R6:2,442人 ⇒ R9:3,000人 			
⑨ 事業効果を図るための 方法 ※⑧と対比させて記入すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生向け企画に対する参加者のアンケート結果・分析 ・今後の定期的な児童館運営アンケートの実施 ・中高生の利用者数の年度毎の集計 			
⑩ 他地域に手法を広げる ための方法	今回の事業実施を通じた、中高生向けのプログラムの企画検討過程から取組成果を他自治体と情報共有することで、各自治体における地域の実情に応じた課題抽出プロセスの手法や取組の方向性を検討する一助とするものである。			

※②、③、⑦及び⑧については、具体的かつ詳細に記載すること。

事業実施年間スケジュール表

都道府県又は市町村名 埼玉県川越市

	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業 実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・4月下旬～5月中旬までに内示となることを前提とするスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算計上準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算可決 ・委託業者選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生向け企画内容検討 ・職員向け研修実施 ・委託業者決定 ・契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容決定 ・企画実施準備
				企画推進委員会①	企画推進委員会②	企画推進委員会③
	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月
事業 実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画実施準備 ・企画周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・①企画実施 ・①企画振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・②企画実施 ・②企画振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・③企画実施 ・③企画振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画結果分析 ・活動総括準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組総括発表 ・契約終了
			企画推進委員会④			企画推進委員会⑤

(記入上の留意事項)

◇ 上記記載例を参考に、「別紙3」の「1. 実施計画書」における「③事業内容」について、どのようなスケジュールで事業を実施していく予定かを記入して下さい。(「内示日」以降の事業着手となるよう、留意願います。)